

館山市公共下水道事業
公営企業会計システム導入等業務委託仕様書

平成 30 年 5 月

館山市建設環境部 下水道課

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、館山市（以下「発注者」という。）が、受託者（以下「受注者」という。）へ委託する「館山市公共下水道事業公営企業会計システム導入等業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、館山市公共下水道事業の地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用（以下「法適用」という。）に基づく財務を平成32年度当初から適正かつ効率的に執行するため、公営企業会計システムを導入するものである。

(法適用の概要)

第3条 法適用の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 法の適用時期 平成32年4月1日
- (2) 法の適用範囲 財務適用（一部適用）
- (3) 法適用対象事業 館山市公共下水道事業

(業務範囲及び内容)

第4条 本業務の範囲は、次のとおりとし、業務内容は別紙1「業務作業項目及び実施年度」を予定しているが、受注後に発注者受注者協議により具体的な工程を決定するものとする。

- (1) 公営企業会計システム構築
- (2) 試験運用及びシステム運用支援

(履行期間)

第5条 本業務の履行期間は、契約締結日から平成32年3月31日までとする。

(準拠する法令、規則等)

第6条 本業務における作業については、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠し実施するものとする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年号外法律第292号）
- (2) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
- (3) 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）
- (4) 地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号）
- (5) 地方公営企業法及び同法施行令に関する命令の実施についての依命通達

- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）
- (8) 地方自治法施行規則（昭和22年内閣省令第29号）
- (9) 地方財政法（昭和23年法令第109号）
- (10) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）
- (11) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (12) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）
- (13) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）
- (14) 消費税法（昭和63年法律第108号）
- (15) 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）
- (16) 消費税法基本通達
- (17) 地方公営企業繰出基準及び同運用通達
- (18) 下水道用設計積算要領
- (19) 下水道事業における企業会計導入の手引き（社団法人日本下水道協会編）
- (20) 下水道事業における新会計基準適用の考え方
- (21) 公営企業の経営に当たっての留意事項について（総務省）
- (22) 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書
- (23) 下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル（総務省）
- (24) その他関係法令、規程、規則、当市例規及び通知等

（業務の執行体制）

- 第7条 受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとし、管理技術者、担当技術者をもって、秩序正しい業務を実施させるとともに、業務の特質を考慮し、下水道事業の地方公営企業会計及び情報処理について、専門的知識と経験及び資格を有する技術者を配置するものとする。
- 2 管理技術者は、本業務全般の管理責任者として下水道事業の地方公営企業会計への移行及び情報処理に精通し、十分な技能と経験を有する者でなければならないものとする。
- 3 担当技術者は、下水道事業の地方公営企業会計への移行及び情報処理に精通し、十分な技能と経験及び資格を有する者で、本仕様書に基づき、適正に業務を実施しなければならないものとする。
- 4 受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者の求めにより、協議等に参加するものとする。

（業務計画）

- 第8条 受注者は、本業務を実施するにあたり、十分な協議を行い、次の各号に掲げる

書類を業務着手前に発注者に提出し、当該書類の内容について発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人等選任届
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表
- (5) その他発注者が指示する書類

(工程管理)

第9条 受注者は、作業工程に変更が生じる場合は、速やかに「業務実施変更計画書」を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

(現地調査)

第10条 受注者は、本業務の実施において施設の現地確認を要する場合には、事前に発注者の承認を受けるものとする。

(貸与資料)

第11条 発注者は、本業務を実施するにあたり、館山市公共下水道事業の地方公営企業会計適用に係る必要な資料及びデータを受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料において、複写等の処理が必要な場合は、受注者にて対応するものとする。

(資料の貸与及び保管)

第12条 受注者は、本業務の履行上必要な資料の収集を行う際は、発注者が保有する資料等を所定の手続きを経て借用できるとともに、資料等の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

(守秘義務)

第13条 受注者は、本業務の履行上知り得た各種情報について、発注者の許可なく第三者に公表、貸与又は開示してはならず、本業務終了後であっても同様とする。

2 受注者は、本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(損害賠償)

第14条 本業務に伴い事故等が発生した場合に、受注者は所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容等について、直ちに発注者へ報告し、その指示に

従うものとする。

2 前項において生じた損害は、全て受注者の責任において解決するものとする。

(打合せ及び報告)

第 15 条 受注者は、本業務の実施前及び実施中における主要な打合せにあたっては、必ず管理技術者を出席させ、発注者と十分に協議するものとする。

2 前項の協議内容について、受注者は協議記録簿をその都度作成し、発注者受注者確認の上、各自 1 部を保有するものとする。

3 本業務の実施中、受注者は進捗状況を書面により随時発注者に報告するものとする。

(検査)

第 16 条 受注者は年度ごとに発注者の検査を受けるものとし、検査合格をもって業務の完了及び成果品の引渡しとする。ただし、本業務完了後であっても、成果品に記入漏れ、不備、誤り、又は是正すべき事項等が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、責任を持って速やかに是正すべきものとする。なお、当該是正に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

(委託料の支払い)

第 17 条 発注者は、前条の検査を実施し、受注者が合格した場合は出来高に応じて、委託契約書で定める各年度の支払限度額の範囲内で委託料を支払うものとする。

(折衝)

第 18 条 受注者は、本業務の実施にあたり、関係者又は関係官公署との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申し出て指示を受けるものとする。

(費用負担)

第 19 条 本業務に係る必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として発注者の負担とする。

(契約変更)

第 20 条 本業務において、本仕様書の内容に変更が生じた場合は、直ちに受注者は、発注者に報告し、変更契約を行うものとする。

(再委託の禁止)

第 21 条 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ書面による発注者の承諾を得るものとする。また、委託業務が個人情報の取扱いを伴うも

のである場合は、受注者は、その業務の一部（個人情報の取扱いを伴う部分に限る。）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。

（成果品の帰属・著作権）

第 22 条 本業務の成果品やデータ等に関する所有権は発注者に属し、受注者は、発注者の承諾を得ずして他者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

（法改正等への対応）

第 23 条 本業務履行期間中に関係法令等の新設又は改正等があった場合、受注者は適切に対応し、本業務に反映させるものとする。

（疑義）

第 24 条 本業務について、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が事前に協議し決定するものとする。

第 2 章 公営企業会計システム

（業務内容）

第 25 条 公営企業会計システム導入業務は、法適用にあたり効率化及び適正な経営を支援するシステム構築、試験運用及び運用支援を行うものとする。なお、本業務を実施するにあたり、発注者が行っている法適用への移行業務と十分な調整を図るものとする。

（基本方針）

第 26 条 導入するシステムは、LGWAN-ASP として提供されているものとし、信頼性、安全性、導入の容易性の面から、多くの地方公営企業で導入実績がある以下の要件を満たすものとする。

- （1）高信頼性データベースによりデータ管理の安全性が確保されていること。
- （2）使用者の権限設定によるセキュリティが確保されていること。
- （3）入力方法及びメニュー等が直観的で分かりやすく、公営企業会計を熟知していない職員でも操作できること。

（基本機能）

第 27 条 公営企業会計システムとして、次の各号に掲げる基本機能を有するシステムを導入するものとする。

- (1) 予算管理業務
当初予算、補正予算、繰越、流充用、弾力条項、予算書作成などに対応
- (2) 執行管理業務
起票、勘定管理、債権者管理、月次統制、月例監査資料作成、資金管理機能などに対応
- (3) 決算管理業務
繰越処理、決算整理、余剰金処理、消費税計算、決算統計、決算書作成などに対応
- (4) 固定資産管理業務
固定資産管理、減価償却計算、長期前受金対応及び固定資産シミュレーションを行えるものであること
- (5) 企業債管理業務
企業債借入・償還の管理、起債シミュレーションを行えるものであること
- (6) 出力機能
帳票出力の他、プレビュー機能、CSV形式またはエクセル形式出力機能、PDF出力機能を備えていること
- (7) 稼働時期
試験稼働及び予算編成に対応できる状態に、契約締結日以降平成31年7月末日までにさせること。なお、本稼働については平成32年4月1日とする。

(使用機器等)

第28条 クライアントパソコン、プリンタ等は原則として既存環境を使用するものとする。

- 2 システム使用部局は、下水道課、総務課、行革財政課及び会計局を予定する。
- 3 事故などにより、システム及びデータに損傷があった場合にも、迅速に復旧、復元が行えるよう、データ保存先の二重化などに配慮すること。
- 4 非公開情報などの情報漏洩、改竄などに対するセキュリティ機能を備えていること。

(作業項目)

第29条 公営企業会計システム構築に必要な作業は、以下のとおりとする。

1. 基本項目

- (1) 画面構成に関すること
- (2) データの入力に関すること
- (3) 処理手順、機能に関すること
- (4) 各データの記憶媒体及び格納方法に関すること。

- (5) 出力帳票の様式に関する事。
- (6) プログラムの設計及び製造に関する事。
- (7) 画像データ、属性データの検索と各機能のリンクに関する事。
- (8) サンプルデータの作成及び入力に関する事。
- (9) 操作に必要なマニュアル作成に関する事。

2. システム要求基本機能

- (1) 入力は、極力マウスによる選択入力方式とするが、キーボードによる入力方式も兼ね備える事。
- (2) データの処理方式及び格納構造は、入出力作業における応答時間を極力短くし、作業の効率化を図れるものである事。
- (3) 日本語入力機能及び日本語辞書は、一般的にパーソナルコンピュータで使用されている日本語入力システムである事。
- (4) データ入力及び検索時において、関連した業務は、極力初期画面に戻ることなく操作が行える事。
- (5) データの追加、修正及び削除等は、システム管理責任者のみに作業権限を持たせ、データの保護を重視したシステムとする事。
- (6) 検索は、図面及び属性データのいずれか、またその組み合わせからでも可能とすること。
- (7) 各データは容易に出力が可能である事。また、テキスト形式による出力も可能である事。
- (8) データの不正処理や誤消去等を防止するため、本システムを管理又は使用できるユーザー管理機能を設け、各ユーザーのパスワード設定を可能としたセキュリティ機能を有すること。

3. システム要求機能概要

システムの要求機能概要は、別添のとおりとする。

(保守・運用支援)

- 第 30 条 試験運用期間中は、信頼性の高いサポート体制により保守、運用支援等、システムが正常に稼働するために必要な保守作業を行う。システムで障害が発生した場合には、速やかに対応するものとする。障害発生時、保守作業の前後にその作業内容や障害原因等を文書にて報告すること。
- 2 標準的な機能の改修については、平成 32 年 3 月末日までサポートサービスを行うこと。
 - 3 システム運用に支障が生じないように、試験運用及び本稼働前に操作説明を行うこと。

(その他)

第 31 条 システム本稼働までに、関係法令及び依命通達等により発生した仕様変更は受注者が対応する。

2 平成 32 年 4 月 1 日以後のシステム使用に係る契約は、別途行うものとする。なお、本業務期間中に使用料が発生する場合は、本業務の費用に含むものとする。

第 3 章 成果品

(成果品)

第 32 条 本業務に係る成果品は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------------------------|---------|
| (1) | 公営企業会計システム一式 | 5 ライセンス |
| (2) | 操作説明書 | 3 冊 |
| (3) | 照査報告書 | 1 部 |
| (4) | その他 | |
| | ア 打合せ記録簿 | 1 部 |
| | イ 作業月報 | 1 部 |
| | ウ 発注者受注者協議の上作成した資料及びデータ | 1 部 |
| | エ 本業務で作成したデータ | 1 式 |

2 成果品は、(1) 及び (4) エを除き、紙及びデータにより発注者へ納入するものとする。

別紙 1 業務作業項目及び実施年度

	H30	H31	H32
(導入システム選定)	○		
導入システムの構築	○	○	
試験運用		○	
システム運用の支援		○	
(システム本稼働)			○

※ () は、発注者が実施する業務